平成２５年（フ）第２６２号
茨城県古河市大和田987番地68、前住所茨城県古河市仁連2031番地12
債務者　三輪　孝尋
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６６号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷528番地１
債務者　古沢千恵子（旧姓横倉）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４３号
富山県射水市作道232番地１　レオパレスドエル21―204
債務者　平野　辰弥
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４３０号
兵庫県姫路市実法寺650番地
債務者　浦上　昌文（旧姓瀬戸川）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４６６号
兵庫県高砂市春日野町10番１―213号
債務者　鴨川　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９１号
兵庫県加古川市平岡町土山199番地の１
債務者　山崎やよい
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５００号
兵庫県加古川市加古川町大野1419番地の２日岡山ハイツ203号
債務者　杉田設備工業こと　杉田　公平
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０２号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番２―406号
債務者　迫川　　稔
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０３号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番２―406号
債務者　迫川　保子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０４６号
広島市安佐南区八木４丁目20―24―102号レオパレスプレミール八木、住民票上の住所広島市佐伯区三筋２丁目２番19―802号
債務者　岡﨑　博憲
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９０号
広島県大竹市本町２丁目９番22の205号ヒューマンハウスおおたけ
債務者　淺井　健三
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
山口県萩市大字椿東5065番地６　関屋アパート１階１号室、前住所山口県萩市大字椿東2863番地５　県第２無田ヶ原団地１棟206
債務者　吉浦　博司
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第４５７号
大分市大字市433番地の３　パルテール稙田404
債務者　大盛　義雄
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０８号
宮崎市学園木花台南３丁目35番地８
債務者　吉村　　恵
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４４号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間5067番地31
債務者　廣濱　友和
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６３号
鹿児島県大島郡龍郷町瀬留653番地
債務者　大司真衣子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１５２号
北海道苫小牧市元中野町３丁目１番16号　エステート壱番館206号
債務者　小林　颯希（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４５９号
新潟市東区もえぎ野３丁目６番13号
債務者　具志堅裕人
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部